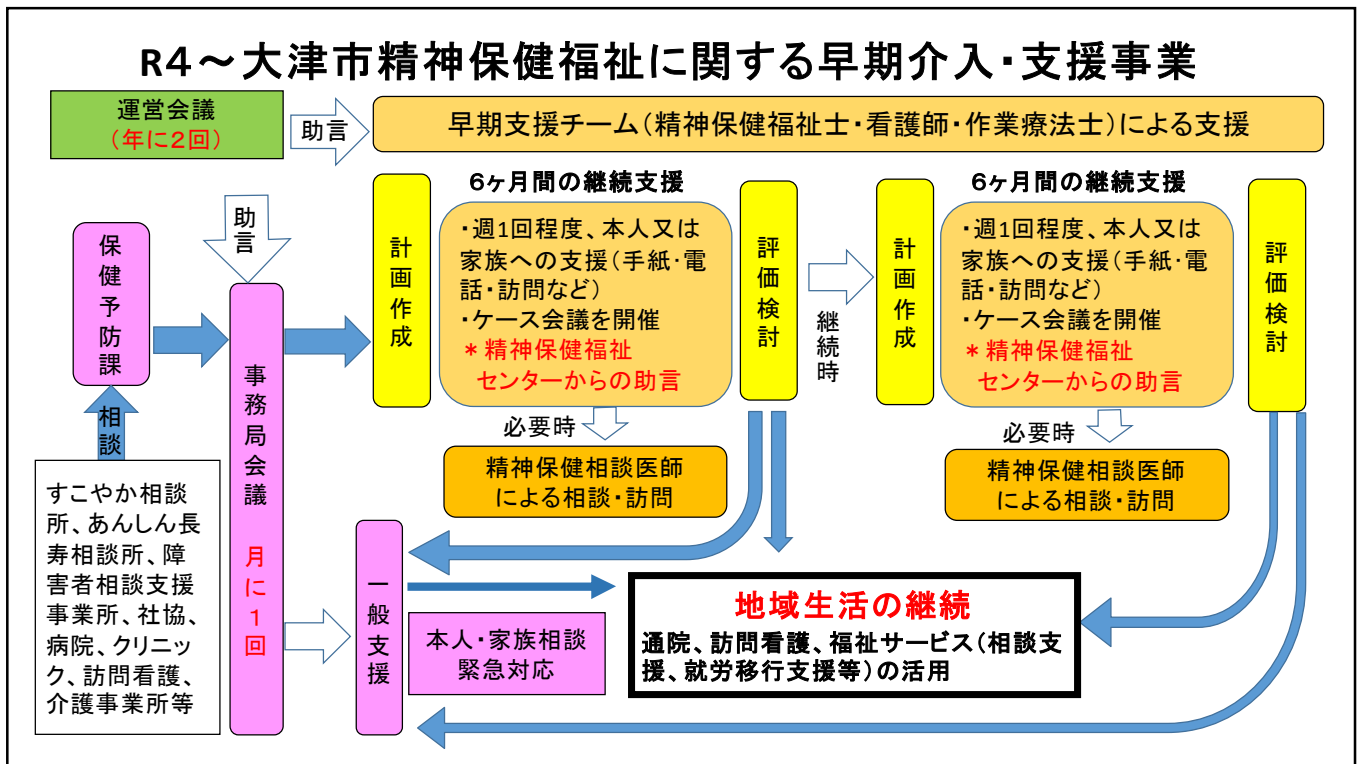


R4～大津市精神保健福祉に関する早期介入・支援事業



この事業は、地域包括ケアシステムの構築の手段の一つで、大津保健所内に専門チームを設置してこの4月よりスタートしております。

現在は5月時点の情報で本日説明をさせていただきます。

早期介入支援事業は地域生活の中で精神保健福祉の課題をお持ちの方に対して、精神保健福祉士、看護師、作業療法士の支援チームが早い段階から継続的に関わって、適切なサービスや医療に繋ぎ問題の深刻化を防いだり、その方自身が地域の一員として安心して自分らしく暮らせることを目的としています。

支援の中身としましては、まずは医療機関や各種相談所から保健所に相談があった中からこちらの事務局会議で早期介入支援が有効であるかどうか選定した上で、対象の方に応じて家族または本人の方へ訪問や電話、メールや手紙、外出時の同行などを週に1回を目安に継続して実施します。

6か月経過した人は支援内容の評価を行って、最長1年まで支援を継続するかまたは終了し、精神保健相談や様々な社会資源を活用しながら地域生活を継続できるよう検討、調整を行います。

事業の対象は精神疾患が疑われる未受診者、精神科医療中断者、精神科への入退院を繰り返す方、その他事務局会議で早期介入支援者が有効であると判断された方のいずれかに当てはまる方とします。

早期介入・支援事業 運営会議(年に2回)

出席機関:精神神経科医会(精神科クリニック)、精神科病院、訪問看護ステーション
障害者相談支援センター、滋賀県精神保健福祉センター
障害福祉課、保健予防課 等

内容:事業の運営に関する事、地域包括ケアシステム構築に関する事

早期介入・支援事業 事務局会議 (月に1回)

出席機関:保健予防課、滋賀県精神保健福祉センター(精神科医師を含む)

内容:対象者の選定および支援内容について協議

対象者:①精神疾患が疑われる未受診者 ②精神科医療中断者 ③精神科への入退院を繰り返す者
④事務局会議で早期介入支援が有効と判断された者

* 家族への支援を含む

精神保健相談医師の活用

必要に応じて、早期支援チームの支援に追加して、精神保健相談医師の相談・訪問を活用するため、精神保健相談医師を増員する。(令和3年度)27回 → (令和4年度)32回

2

毎月実施予定の事務局会議では保健予防課と滋賀県立精神保健福祉センターの医師、精神保健福祉士にて事業対象者の選定や個別の支援内容について協議します。本事業は未受診者の方も対象としておりますので、支援を実施していく中で必要に応じ精神保健相談医師による相談、訪問を活用してまいります。今年度は医師を増員し年に32回を予定しております。

また保健、医療、福祉の関係者の皆さまと連携し、事業の運営に関することや地域包括ケアシステムの構築に関して協議し、さらなる充実を図るために早期介入支援事業運営会議を年に2回実施予定をしております。

その運営会議には精神神経科医、精神科病棟、訪問看護ステーション、障害者相談支援センター、自立支援協議会、滋賀県立精神保健福祉センター、すこやか相談所、あんしん長寿相談所、生活福祉課などにご出席いただきたいと思います。

5月現在の時点では、まだ大々的に支援の対象者の募集は行っていません。まずは、各すこやか相談所の方から推薦があった方から事業を開始しております。また関係機関の皆さまにおかれましては支援を進める中で連携していただくことがあるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。